



チームオレンジとして区内で活動する団体を補助します

江東区は、認知症の人とその家族を地域で支える仕組みづくりとして、認知症の人とその家族を支援するチームオレンジとして活動する団体または個人に対し、活動に要する費用の一部を補助します。

○補助対象者と補助対象事業

補助対象者は、次の要件を全て満たすチームオレンジを区内で運営する団体・個人とします。

- (1) 区民を利用対象としていること。
- (2) チームオレンジに認知症の人及びその家族が参加しており、かつ、チームオレンジの活動内容が認知症の人及びその家族の支援を目的としていること。
- (3) チームオレンジのメンバーは、ステップアップ講座の修了者及び受講予定者並びに認知症の人及びその家族とし、ステップアップ講座の修了者を1人以上含むこと。
- (4) チームオレンジの活動に参加する認知症の人を適切な支援につなげられるよう、周辺地域の長寿サポートセンターと連携すること。
- (5) チームオレンジの利用料金(飲食費、材料費等の実費負担を除く。)が無料であること。
- (6) 利用者に対して政治活動、宗教活動又は営業活動を行わないこと。
- (7) 飲食の提供等に当たり法令等を遵守していること。
- (8) 公序良俗に反する活動を行わないこと。

○補助対象経費と補助金額



補助対象経費は、チームオレンジの活動に直接必要な経費で以下の表のとおりです。



補助金額は、補助対象経費の実支出額又は15万円のうち、いずれか少ない額となります。

重要 補助対象経費ごとに上限金額があります。上限金額を超えた金額については補助金対象となりません。

補助対象経費	補助対象経費詳細	上限金額
需用費	事務用品等の物品購入費、お茶代、食材料費(酒類、外食代、弁当代等、および実費徴収額を除く)、印刷代等	34,000円
役務費	切手及びはがき代、通信料、保険料、手数料等	20,000円
使用料及び賃借料	機器・物品賃借料、会場・器具使用料等	96,000円

重要 本事業に係る経費と、他の事業に係る経費とを明確に区別し、収支に関する帳簿、証拠書類を整理し、原本を5年間保管してください。





～補助金の交付申請から支給までの流れ～

STEP1. 交付申請

補助金の交付を受ける際は、以下の書類を区役所 3 階 7 番窓口へ提出してください。

- (1) 江東区チームオレンジ活動費補助金交付申請書
- (2) チームオレンジ活動計画書(別記第2号様式)
- (3) チームオレンジメンバー名簿(別記第3号様式)

STEP2. 交付決定

交付申請の内容を審査し、適当と認めるものについては『江東区チームオレンジ活動費補助金交付決定通知書』により、不適当と認めるものについては『江東区チームオレンジ活動費補助金交付申請却下通知書』により、申請者あてに審査結果を通知します。

STEP3. 実績報告

実績報告は、前期(4月1日から9月30日までの活動分)と後期(10月1日から3月31日までの活動分)の2回に分けて行います。

前期の実績報告は10月31日までに、後期の実績報告は翌年度の4月30日までに、以下の書類を区役所 3 階 7 番窓口へ提出してください。

- (1) 江東区チームオレンジ活動費補助金実績報告書
- (2) チームオレンジ活動報告書(別記第10号様式)
- (3) 活動に要した費用が記載された領収書の写し
- (4) 実施事業の詳細が分かる資料(実施事業の写真、配布資料等)
- (5) その他、区長が必要と認める書類

STEP4. 補助額の確定

実績報告書の提出後、補助金額を確定して、補助金交付額確定通知書により、当該事業者あてに通知します。

重要 補助額の確定および補助金のお支払いも前期と後期の2回に分けて行います。

STEP5. 補助金の請求

補助対象者は、補助金交付請求書を提出してください。

〈問合せ先〉

江東区福祉部地域ケア推進課地域ケア係

電話:03-3647-4398

FAX:03-3647-3165

E-mail:ninchi-tan@city.koto.lg.jp

